

寄附金の損金算入に関する明細書

別表十四(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

【No.37】恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の額は、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額に貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。

【No. 2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。